

令和7年2月4日

東京都財務局長 殿

一般社団法人 東京都中小建設業協会  
会 長 渡邊 裕之

## 入札契約制度等に係わる要望事項

### 1 入札契約制度について

#### (1) 地場業者の受注機会の確保について

##### ア 総合評価方式における工事实績について

現在の制度は入札契約に関わる工事实績の有効期間が短く、かつ工事評定点の評価対象が都発注工事のみであるため、昨今BC等級の中小企業の多くは、応札・受注機会を大きく減らしております。

加えて実績点以外の技術点での加点が少ないため、工事成績評定点で高得点を取れない企業は受注が困難になっております。こういった企業の受注機会を確保すべく、国や他の自治体での工事实績を評価対象に加えていただくようお願いします。

##### イ 総合評価方式における地域性の評価について

総合評価方式では、地域性を評価する加点項目を設けていただいておりますが、「企業の信頼性・社会性」において他の項目での加点が可能のため、この項目では真に地域性を評価したものにはなっておりません。

地域性への加点を単独項目とするなど、地域性を評価する項目について今一度ご検討をお願いします。

##### ウ 発注割合について（資料1）

土木工事の発注において、総合評価方式と価格競争の発注割合に大きな偏りが見られることがあります。前出の通り、現行の制度下および昨今の発注状況において、総合評価方式の案件では受注が難しい企業が多数存在しているため、現在の状況が続く場合、経営状況の悪化を招き、都との災害協定を遂行することも困難になることが予測されます。

目下の解決策として、総合評価と価格競争の発注割合について、発注等級別に変化をつける、事務所発注案件では価格競争の割合を増やす等の対応をご検討をお願いします。

これにより、価格競争案件で実績を得た地場業者が、総合評価方式に臨む流れを作ることができると考えております。

##### エ 競争入札参加資格の等級順位に対する救済措置および緩和措置について

競争入札参加資格の審査における客観等級が前回から下がった場合に講じられる、救済措置及び緩和措置によって、かえって入札機会が損なわれる事業者が一定数存在しております。

そのため、これらの措置については一律の適用ではなく事業者による選択制への変更をご検討をお願いします。これにより入札機会が増え、不調防止につながると考えております。

オ 実状に合わせた工事の発注について（資料2）

2024年度上期工事について不調発生率が上昇したとの発表がありました。特に建築A等級では約48%が不調という異例の数字であり、発注内容見直しの必要性を示していると言えます。昨今の都工事では、設計単価、工期共に実状に合わない内容の発注が多く、また落札後の条件変化に伴う設計変更への協議にも応じていただけないこともあり、業者の入札意欲は低下しております。

実状に合わない発注と不調案件の増加は、都に準じる区市町村でも同じく発生しており、受発注者ともに深刻な状況と考えておりますので、根本的な工事設計について見直しをお願いします。

(2) 共同企業体工事について

中小企業の受注機会の確保を目的に、技術者育成モデルJV工事の入札参加条件について、第一順位を企業大企業のみ限定せず、中小企業同士のJV結成が可能となるよう見直しをお願いします。

また、混合入札時の「東京都技術実績評価型総合評価方式」では、「都内中小企業との共同企業体結成の実績点」を都内中小企業同士の企業体の場合に、2点以上の加算をしていただくことで、中小企業の受注機会拡大につながると考えますのでご検討をお願いします。

(参考)

《令和6年度「技術者育成モデルJV工事」発注状況》

No.	入札時期	工種	入札参加者数	備考
1	9月	建築	-	取り下げ
2	12月	建築	-	取り下げ
3	12月	建築	-	取り下げ

2 働き方改革の推進について

(1) 書類の削減・簡素化について

今年度財務局および建設局におかれましては、提出書類および検査書類の削減・簡素化を大幅に進めていただき感謝申し上げます。これらの取組みを浸透させ、実行力をもって進めていくには、受発注者共に運用への十分な理解が不可欠です。そのため、先般通知のあった「土木工事における出来形数量の根拠資料の一部省略について」、ならびに検査書類提出に関する運用マニュアルの作成・発行をお願いします。

書類の削減・簡素化については今後も継続した検討をお願いするとともに、住宅政策本部、水道局、下水道局など他局においても水平展開にて取組みを進めていただくようお願いいたします。また、これらの検討にあたっては業界団体との意見交換の実施をお願いします。

(2) 適切な工期設定と経費について

工期設定週休2日制を前提とした工期での発注により、工期が長期化しておりますが、いまだ実際に必要な工期と乖離している傾向が見受けられます。また、長期化に伴った適切な経費の増加がされておられません。その結果が入札参加者数の減少や不調増加につながっていると思われま

す。働き方改革による担い手確保は必須ですが、企業の健全経営もまた確実に守られるべきことと考えますので、適切な工期設定と経費増加についてご検討をお願いします。

(3) 検査について

品質確保を目的に、国土交通省で採用されている「プロセスチェックシート」および「品質証明員」等の導入をお願いします。

(4) 建設局で運用されている「検査に要する資料作成期間」について

ア 請求時期の見直しについて

工期の延長には、「受注者は請求を工期末の3か月前までに請求を行う」とありますが、3か月前時点では工期延長の必要性の判断は難しい場合が多いため、請求時期の見直しをお願いします。

イ 工期延長に伴う増加費用について

「工事における工期の延長等に伴う増加費用」については、「検査に要する資料作成」に要する費用であり、間接工事費に含まれるため対象外となっています。しかしながら、間接工事費のみでは増加費用の補填に不足するケースが多く、受注者による制度利用は消極的な傾向となっていますので、契約金額の変更についてご検討をお願いします。

(5) 1日の施工サイクルの見直しについて（資料3）

建設業界が真に働き方改革を実現するには、1日の労働時間が書類作成も含めて法定労働時間内（8時間）で完結しなければなりません。現在の積算は、主に次の4項目について実状に即しておらず、工期・経費面共に一方的な受注者負担によって成り立つものとなっています。持続的な働き方改革の実現と、健全経営を両立させるために、1日の施工サイクル（作業代価の見直し）について検討をお願いします。

- ・作業可能時間との乖離（移動時間、前後準備等の考慮）
- ・専門工事会社の労働時間短縮
- ・作業代価の矛盾
- ・道路使用許可（時間／規制距離の延長）

### 3 適正な労務費等の確保について（資料4）

この度の改正建設業法により、標準労務費の作成および、著しく低い労務費等による見積りおよび請負契約の禁止が定められました。

これにより、元請業者が下請業者と著しく低い労務費による契約を行ったと認められた場合には、発注者として国から指導・監督処分がくだることとなります。しかしながら、元請業者は、発注者から仕事を請け負う受注者の立場でもあります。そのため、東京都におかれましては、発注者として元請業者が下請業者に適切な労務費を確保した見積りを提示したうえで、自社経費の確保ができるよう、適正な代価での契約を行っていただくようお願いします。

発注者の方針によっては、元請業者は建設業法の遵守と企業経営の間で板挟みになり、企業経営に大きな影響を及ぼすこととなります。東京都におかれましては、受注者が建設業法を遵守しながらも、適正な利潤を確保できるよう、より一層のご配慮をお願いします。